

重要



北海道が実施する奨学のための給付金

「高校生等奨学給付金」を受ける資格がある場合の取扱いについて

石狩市公認キャラクター
さけ太郎

「高校生等奨学給付金」※1は、北海道が実施する奨学のための給付金制度です。石狩市が実施する「石狩市奨学金支給制度」とは、別の制度となりますので、給付金の支給要件や申請時期等については、通学されている高等学校等または北海道※2へお問い合わせ願います。

なお、「高校生等奨学給付金」を受ける資格のある方（保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）が石狩市奨学生となった場合、石狩市奨学金は、給付金との差額分を支給します。ただし、給付金が石狩市奨学金を上回る場合については、奨学生の支給対象から除きます。

また、特別支援教育就学奨励費を受ける資格のある方も同じ取扱いとなります。

※1 高校生等奨学給付金の要件（基準日（7月1日）に次の要件を全て満たしていること）

- ①高等学校等に在籍していること
- ②保護者等が北海道に住所を有していること
- ③生活保護受給世帯または保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること（家計急変により収入が非課税相当に激減した世帯（家計急変世帯）を含む）

※2 高校生等奨学給付金についての北海道の問い合わせ先

- ・国公立高等学校等・・・北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係(011-231-4111：内線 35-711)
- ・私立高等学校等・・・北海道総務部法人局学事課修学支援係(011-204-5066)

石狩市公認キャラクター
さけ子



高校生等奨学給付金を受ける資格がある場合の石狩市奨学金支給額のモデルケース

- 通信制の私立高校に通う新1年生で、
保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

$$\begin{array}{l}
 \text{石狩市奨学金} \\
 \text{年額 72,000 円} \\
 \text{(月額 6,000 円} \times \text{12 ヶ月)}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{(北海道) 高校生等奨学給付金} \\
 \text{年額 48,100 円} \\
 \text{※注 令和2年度の支給額です。}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{入学支度資金} \\
 \text{5,000 円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{支給額} \\
 \text{年額 28,900 円}
 \end{array}$$

- ・入学仕度資金 5,000 円は、新1年生のみ支給します。

- 全日制の公立高校に通う2年生（第1子）で、
保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

$$\begin{array}{l}
 \text{石狩市奨学金} \\
 \text{年額 72,000 円} \\
 \text{(月額 6,000 円} \times \text{12 ヶ月)}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{(北海道) 高校生等奨学給付金} \\
 \text{年額 94,000 円} \\
 \text{※注 令和2年度の支給額です。}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{支給額} \\
 \text{0 円 (支給対象外)}
 \end{array}$$

- ・北海道が実施する「高校生等奨学給付金」が石狩市奨学金を上回るため、石狩市奨学金は支給対象外となります。